

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例について、特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額、損金算入額の計算の基礎となる特許権譲渡等取引に係る所得の金額の計算等の細目を定めるとともに、関連者との間で行われたものとみなされる特許権譲受等取引の独立企業間価格の算定方法等を定めることとする。（第35条の3関係）
- 2 次に掲げる租税特別措置における損金算入額の限度となる所得金額等の計算方法について所要の整備を行うこととする。（第33条の4、第33条の5、第35条、第36条～第37条の3、第39条の13の2、第39条の24の2、第39条の31、第39条の32関係）
 - (1) 関西国際空港用地整備準備金
 - (2) 中部国際空港整備準備金
 - (3) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
 - (4) 沖縄の認定法人の課税の特例
 - (5) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例
 - (6) 農業経営基盤強化準備金
 - (7) 農用地等を取得した場合の課税の特例
 - (8) 対象純支払利子等に係る課税の特例
 - (9) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例
 - (10) 組合事業等による損失がある場合の課税の特例
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、令和7年4月1日から施行することとする。（附則第1項関係）